

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

「青色申告特別控除の改正(ICTの活用促進)」

平成30年度の税制改正において、青色申告特別控除について従来の65万円控除が55万円控除へ引下げられるというものがありました。

従来通りの青色申告の要件を再確認すると、

- ・ 正規の簿記の原則により記帳していること
- ・ 同原則により貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、法定申告期限内に提出すること

となっています。

但し、55万円控除に関しても、その年分の所得税の確定申告書等の提出を提出期限までにe-taxを使用して行えば65万円控除になるとのことです。

話は少し変わりますが、税理士会として、定期的に税務署長や各統括官の方との情報交換会があるのですが、最近の傾向としてはICTの利用促進をお願いされることが多いです。

当然ですが、e-TaxもICTのひとつです。

参考までに、ITやICT、IOTといった流行りのことばを調べてみました。

※IT・・・インフォメーションテクノロジー（情報技術）

パソコン、スマホ、タブレット、自動運転技術などなど現在は沢山のITを駆使したモノに囲まれているなど実感します。

※ICT・・・インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー（情報通信技術）

ITを駆使したモノを実際に活用すること。

※IOT・・・インターネットオブシングス（インターネットとモノ）

インターネットが様々なモノに繋がること。

例えば、エアコンをスイッチが外部の温度計に反応して切り替わるなんてことが現実になれば、それはIOTなのだと思います。

私を含め、時代の流れに取り残されることがないように留意したいものです。